

## 小学校施設整備指針（文部科学省作成）～一部抜粋～

No.	区分		内容
1	災害・避難所関係	校舎の立地	地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。
2	災害・避難所関係	校舎の立地	校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。
3	災害・避難所関係	施設の配置	日常の通行においてはもちろん災害時の避難においても、児童等が安全な移動経路を設定することができるよう各施設部分を配置することが重要である。
4	災害・避難所関係	施設の配置	屋外運動場については、災害時においても安全性を確保することのできる位置に配置することが重要である。
5	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。
6	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、校舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。
7	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお、校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も、段階的な避難を可能とするため、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。
8	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。
9	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	児童の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。

## 小学校施設整備指針（文部科学省作成）～一部抜粋～

No.	区分		内容
10	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、児童の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
11	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。
12	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	屋外に避難路を計画する場合には、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状とするとともに、滑りにくい仕上げとすることが重要である。
13	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。
14	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、児童等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。
15	災害・避難所関係	校舎設計の考え方	災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、LPガスが使用できる設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。
16	周辺環境	施設の立地	社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。
17	周辺環境	施設の立地	頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。
18	周辺環境	施設の立地	騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

## 小学校施設整備指針（文部科学省作成）～一部抜粋～

No.	区分		内容
19	敷地面積	施設の拡張性	現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん、将来の施設需要に十分対応することのできる面積の余裕があることが望ましい。
20	敷地面積	施設の拡張性	校舎、屋内運動施設等の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕等に必要な一定の空間を確保することが重要である。
21	敷地面積	駐車場の配置等	訪問者の車、管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを、必要に応じ、適切な位置に配置することが重要である。
22	敷地面積	駐車場の配置等	地域の状況により職員や学校開放時の住民等の駐車場、自転車等駐車場を設ける場合においては、児童等の安全を確保した上で、必要とする面積を適切な位置に配置することが重要である。
23	敷地面積	駐車場の配置等	地域の状況によりスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、児童が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。また、児童の待機場所を検討しておくことも望ましい。
24	通学	通学距離の考え方	児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
25	通学	通学距離の考え方	隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。

備考

- 1 「～重要である。」・・・学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの
- 2 「～望ましい。」・・・より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの
- 3 「～有効である。」・・・必要に応じて付加・考慮することが有効なもの
- 4 津波等・・・・・・・・・・津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災